

相模原市産業集積促進条例の改正について

本市では、バブル経済崩壊後、平成17年10月に工業系産業用地の空洞化対策として相模原市産業集積促進条例（STEP50）を制定し、平成22年4月から、第2期目のSTEP50として、さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺の「新たな都市づくりの拠点」への企業誘致に力を入れるなど、これまでに109件の立地計画等を認定し、産業の空洞化に歯止めをかけ、強固な産業集積基盤の形成に十分な効果を上げています。

本市の基幹産業である製造業は、経済波及効果や正規雇用の促進に大きな効果をもたらすものであり、今後も本市が将来に向けて持続可能な都市経営を行っていくため、これからの本市経済をけん引し、強固な産業集積基盤の形成を更に推し進める産業を「リーディング産業」として位置付け、同産業へのインセンティブを設ける制度設計のもとでSTEP50の改正を行い、製造業が進出しやすい環境を整備し、平成27年4月から戦略的な企業誘致を進めていきます。

1 条例改正(案)の概要等

次の7つの視点から条例改正を行います。

① 新たな都市づくりの拠点(※1)への産業集積

- ・「新たな都市づくりの拠点」への製造業の立地誘導を図るために、当該拠点に事業所を立地する企業等に対する土地取得奨励金の交付を継続。

② 市内企業のリニューアル促進

- ・老朽化した工場の建て替え時などに起こり得る企業の市外移転を防止するとともに、近年の建設コストの増加に対応するために、市内で30年以上継続して操業している企業等に対する建物建設奨励金の交付を継続し、限度額を3億円から4億円に増額。

③ 正規雇用の促進

- ・企業の安定経営に資する雇用の定着を促進するために奨励金額を30万円から110万円に増額するとともに、女性の雇用にあっては130万円に増額することで女性の雇用促進を図り、工場、倉庫等の長期賃借時（製造業に係るものに限る。）の雇用についても交付対象に追加。

④ 工業用地の保全

- ・工場等の移転があった場合に、引き続き製造業の土地利用が図られるようにするために、工業用地継承奨励金の対象地域を拡大。

⑤ リーディング産業(※2)の誘致

- ・本市経済をけん引する産業の集積強化を図るため、「リーディング産業」に係る企業等の立地には土地取得奨励金及び建物建設奨励金を交付するとともに、土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減対象に追加。

⑥ 本社の誘致

- ・市税収入の増額やまちづくりへの波及効果(昼間人口の増加等)が大きいことから、工場等の立地とともに本社を市外から市内へ移転した場合には、土地取得奨励金及び建物建設奨励金に加算(奨励金額の10%)して交付。

⑦ 市内企業活用の促進

- ・工場等の立地による本市経済への波及効果を高めるため、市内建設業者に新工場の建設工事を発注した場合には、工事請負契約額の3%の額を奨励金として交付。

※1 新たな都市づくりの拠点とは

…改正条例では「新・相模原市総合計画」及び「相模原市都市計画マスタープラン」に掲げる「産業を中心とする新たな都市づくりの拠点」のうち、金原地区、当麻地区及び麻溝台・新磯野地区。

※2 リーディング産業とは

…成長が見込まれる先端産業、それらの先端産業を支える基盤技術に係る産業等のうち、本市経済をけん引し、強固な産業集積基盤の形成を更に推し進める産業として本市が指定する産業。

対象産業：「航空宇宙」「再生可能エネルギー」「環境」「ロボット」「医療・介護・健康」「食品加工」「自動車」「金属製品」「電気・電子」「精密機械」等

2 今後のスケジュール

平成26年11月 市議会12月定例会議に相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例を提案

平成27年 4月 条例施行

【本発表資料の問い合わせ先】

環境経済局 経済部 産業政策課

TEL:042-769-9253 担当:岩木

参考 奨励措置の内容

ア 奨励金

現行制度	条例改正により追加・変更する内容
<p>○ 土地取得奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新たな都市づくりの拠点」の区域内における立地の場合にのみ交付 ・工業用地取得費の10%以内の額を奨励金として交付 ・限度額は建物建設奨励金と合わせて10億円 	<p>〈交付対象の追加〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーディング企業の立地について、「新たな都市づくりの拠点」の区域外における立地の場合も交付対象に追加
<p>○ 建物建設奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で30年以上操業している企業が市内で立地をする場合及び工業系地区計画区域内立地企業が当該工業系地区計画区域内に立地をする場合にのみ交付 ・家屋建設費等に係る投下資本額の10%以内の額を奨励金として交付 ・限度額は3億円 	<p>〈交付対象の追加〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーディング企業の立地について、交付対象に追加(限度額は土地取得奨励金と合わせて10億円) <p>〈限度額の増額〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額を3億円から4億円に増額
<p>○ 雇用奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨励金又は税の軽減を受けて立地した企業等が新規雇用従業員(奨励金交付申請時において市内に在住している者に限る。)を常用雇用(中小企業は1人以上、大企業にあっては6人以上)した場合に交付 ・新規雇用従業員1人につき30万円を交付 ・対象人数は100人まで 	<p>〈奨励金額の増額〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨励金額を一人当たり30万円から110万円に増額 (女性の雇用にあつては一人当たり130万円に増額) <p>〈交付方法の変更〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年交付から3年分割交付に変更 (1・2年目各30万円、3年目50万円。 女性の雇用にあつては1・2年目各40万円、3年目50万円) <p>〈交付対象人数の変更〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象人数を30人までに変更 <p>〈交付対象の追加〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場、倉庫等を長期賃借(10年以上)して操業開始(製造業に係るものに限る。)した企業が新規雇用した場合も交付対象に追加
<p>○ 工業用地継承奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等に1,000㎡以上の土地を売却する場合に交付 (特別工業地区、工業専用地域及び工業系地区計画区域内にあつては遊休地、低未利用地等の土地の売却に限る。) ・土地を売却した者に当該売却を行った前年の1月1日を賦課期日として課された土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税並びに土地及び家屋に係る都市計画税相当額を交付 	<p>〈交付対象地の追加〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別工業地区、工業専用地域及び工業系地区計画区域内において、遊休地、低未利用地等以外の土地も交付対象地に追加 <p>〈奨励金額の変更〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨励金額は売却を行った前年の1月1日を賦課期日として課された土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税相当額に変更

現行制度	条例改正により追加・変更する内容
<p>○ 工業保全地区奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業系地区計画を定めた場合に交付 区域内の土地に係る固定資産税及び都市計画税の2分の1相当額を5年間交付 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし
/	<p>〈奨励措置の新設〉</p> <p>○ 本社移転加算金</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場等の立地とともに本社を市外から市内へ移転した場合に交付 土地取得奨励金及び建物建設奨励金の10%以内の額を加算金として交付
/	<p>〈奨励措置の新設〉</p> <p>○ 市内企業活用奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内建設業者に工場等の建設発注を行った場合に交付 工事請負契約額の3%以内の額を奨励金として交付

イ 不均一課税

現行制度	条例改正により追加・変更する内容
<p>○ 新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに土地を取得し、又は賃借して、新たな工場等を自ら設置して操業を開始する場合、新設した事業所の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税を5年間2分の1に軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし
<p>○ 既存事業所活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新たな都市づくりの拠点」を除く産業集積促進地域で、既に建築された工場等を土地とともに取得し、操業を開始する場合、取得した土地に係る固定資産税及び都市計画税を5年間2分の1に軽減 	<p>〈税の軽減対象地の追加〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新たな都市づくりの拠点」についても軽減の対象地に追加
<p>○ 増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新たな都市づくりの拠点」を除く産業集積促進地域で、市内で30年以上操業している企業が既存の工場等の増改築を行う場合及び工業系地区計画区域内立地企業等が当該工業系地区計画区域内にある既存の工場等の増改築を行う場合に、当該増設に係る家屋の当該増設した部分に係る固定資産税及び都市計画税を5年間2分の1に軽減 	<p>〈税の軽減対象地の追加〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新たな都市づくりの拠点」についても軽減の対象地に追加 <p>〈税の軽減対象者の追加〉</p> <ul style="list-style-type: none"> リーディング企業を軽減の対象者に追加